山口県診療所等賃上げ支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、山口県診療所等賃上げ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」、「厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第６号）」及び「山口県補助金等交付規則（平成 18 年山口県規則第 138 号。以下「規則」という。）」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、県内の診療所等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇改善に必要な経費を補助するもので、確実な賃上げを通じた地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（対象となる診療所等）

第３条　補助金の交付対象となる診療所等（以下「対象施設」という。）は、以下の要件をすべて満たすものとする。

（１）山口県内に所在し、申請時点で事業を行っており、かつ、廃院・廃止の予定がないこと。

（２）診療所、薬局又は訪問看護ステーションとして、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）上の保険医療機関コードの発行を受けていること。

（３）令和７年４月１日から申請時点までに、診療報酬請求の実績があること。

（４）診療所及び訪問看護ステーションについては、次のいずれかに該当すること。

ア　令和８年３月１日時点でベースアップ評価料（※）を届け出ている施設。

※「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれか。

イ　制度上、令和８年３月１日時点でベースアップ評価料を届け出ることができない施設で、令和８年６月１日時点で「令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料」を届け出る旨を交付申請時に誓約する施設。

（５）薬局については、令和８年６月１日時点で「令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料」を届け出る旨を交付申請時に誓約すること。

（対象となる賃金改善）

第４条　補助金の交付対象となる賃金改善は、対象施設において実施された令和７年 12 月から令和８年５月までの６か月間におけるベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当ての引上げ。以下同じ。）及びベースアップに伴い増加する法定福利費の事業主負担分等とし、令和８年６月１日以降も当該ベースアップの水準を維持又は拡大することを要件とする。

２　令和７年 12 月から令和８年３月までの賃金改善について、給与規程等の変更に時間を要し、毎月のベースアップが実施できない場合は、４か月分のベースアップに相当する一時金又は特別手当を令和８年３月までに支給することで、当該４か月の賃金改善を実施したものとみなす。

（交付額の算定方法）

第５条　補助金は、県予算の範囲内で下表に定める額を上限額として交付する。ただし、職員の賃金改善に要する費用が上限額を下回る場合は、その費用を交付する。また、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

区分			支給額
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数（※１）	３床以上	72 千円×許可病床数
		２床以下	150 千円／施設
無床診療所（医科・歯科）			150 千円／施設
訪問看護ステーション			228 千円／施設
薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※２）	１～５店舗	145 千円／施設
		６～19 店舗	105 千円／施設
		20 店舗以上	70 千円／施設

（※１）医療法第 27 条の使用許可を受けた病床数であって、令和７年８月１日時点の病床数とする。ただし、「病床数適正化支援事業」により令和７年８月２日以降に削減した病床がある場合は、当該削減分を除く。

（※２）中国四国厚生局山口事務所へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書」又は「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和７年４月 30 日時点の数とする。

（交付申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第３条第１項の規定に基づき、診療所又は訪問看護ステーションにおいては様式第１号、薬局においては様式第２号を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定によらず、申請時点において、既に実施した取組に係る補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書に様式第３号を添えて、知事に提出しなければならない。

３　申請は、申請受付期間中１回限りとする。

４　規則第３条第１項の知事が定める期日は、別に定める。

（補助金の交付等）

第７条　補助金の交付方法は、原則、概算払とする。ただし、前条第２項による交付申請があった場合は、精算払とする。

２　知事は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合には、交付決定を行い、交付対象者に通知するものとする。なお、同条第２項による交付申請があったときは、併せて交付額の確定を行うものとする。

（実績報告）

第８条　第６条第１項の規定により交付申請を行った者は、規則第 11 条に基づき、様式第３号を知事に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書は、令和８年８月１日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第９条　知事は、前条の実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合には、交付額の確定を行い、交付対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 10 条　知事は、補助金の交付を受けた者が規則第 14 条各号及び次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。この場合において、知事が定めた期限までに交付を受けた補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

（１）補助金の交付を受けた後に対象施設の要件に該当しないことが明らかとなった場合。

（２）申請内容を偽るなど、不正の手段により交付を受けたことが明らかとなった場合。

（報告及び検査）

第 11 条　知事は、必要があると認めるときは、職員等に命じて、申請者の施設等に対して必要な確認、質問を行わせ、又は帳簿その他の書類の提出等を求め、検査させることができる。

（関係書類の整備）

第 12 条　補助金の交付を受けた者は、規則第 17 条の規定に基づき、補助金の交付の対象である事務又は事業の遂行の状況及び当該事務又は事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保存しなければならない。

（その他）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。